

教育研究所サーバー室空調設備修繕仕様書

1	修繕名称	教育研究所サーバー室空調設備修繕
2	施行場所	横須賀市久里浜6-14-3 横須賀市教育研究所
3	修繕物件	教育研究所サーバー室空調設備
4	修繕内容	別紙特記仕様書のとおり
5	履行期間	契約の日から令和6年2月29日まで
6	特記事項	空調機の入替は、一系統毎に行い、室内温度上昇に応じてスポットクーラーを稼働させる等、温度上昇を抑える対策を講じること。また、電源切り替えの際に室温が30℃を超える恐れのある時は、直ちに一系統を復旧させ、温度上昇を抑えること。
7	契約方法	総価による物件修繕請負契約
8	支払方法	修繕完了後、一括払い
9	施行監理	現場及び技術的事項を監理する責任者をおくこと。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	横須賀市教育研究所 濱田 046-836-2443

<指示又は希望事項>

グリーン購入	仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で請負代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)
--------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

教育研究所サーバー室空調設備修繕
特記仕様書

1 機器及び数量

(1) パッケージ形空気調和機（室内機 1 台・室外機 1 台）：2 組

2 施行場所

横須賀市久里浜 6-14-3 横須賀市教育研究所

3 作業内容

- (1) 冷媒回収
- (2) 既設空調機の撤去
- (3) 新規空調機の設置
- (4) 気密試験
- (5) 冷媒充填及び真空引き
- (6) 試験調整
- (7) 室外機に施設名称等のカッティングステッカーの貼付け
- (8) 撤去品の適正処分
- (9) その他上記に付随する作業

4 機器仕様

(1) パッケージ形空気調和機

ア 数量：2 組（室内機 1 台・室外機 1 台）

イ 室内機仕様：天井埋込カセット形吹き出し 4 方向

ウ 電源：3 相 200V 50Hz

エ 停電補償機能：あり（復電後自動で運転再開）

オ 定格冷房能力 (kW)：14.0 程度 (6.3～16.0)

カ 定格暖房能力 (kW)：16.0 程度 (7.2～20.0)

キ 圧縮機 電動機出力 (kW)：3.08 程度

ク リモコン：含む（ワイヤード）

ケ 化粧パネル：含む

コ 耐塩害仕様

サ 設置場所：室内機は 3 階サーバー室・室外機は屋上

(2) その他

カッティングステッカー（室外機の施設名称等貼付用）

ア 文字数：20 文字程度

イ 文字サイズ：72 程度

ウ フォント：太丸ゴシック類似（参考）

5 作業範囲

- (1) 室外機屋上置台：既設再利用
- (2) 配管
- ア 冷媒管：既設再利用（一部補修）
- イ ドレン管：既設再利用（一部補修）
- (3) ケーブル及び電線：既設再利用（一部補修）
- (4) ラッキング及び保温材：既設再利用（一部補修）、工程で剥がした部分は補修
- (5) 空調電源分電盤（遮断器含む）：既設再利用
- (6) プルボックス及び電線管
- ア プルボックス：既設再利用
- イ 金属製可とう電線管（既設 24mm）：更新（約 1 m×2）

6 撤去品

- (1) 教育研究所サーバー室空調機（室内機 1 台・室外機 1 台）：2 組
- ア 形式：SZRC160BAE、ダイキン工業(株)製
- イ 質量：室内機 25kg, 室外機 72kg
- (ア) 室内機（FHCP160EA）2 台
- (イ) 室外機（RZRP160BAE）2 台
- (ウ) 化粧パネル 2 台分
- (2) 冷媒破壊処理 1 式
- (3) その他撤去品及び発生品 1 式

7 提出書類

- (1) 完了報告書（仕様書、取扱説明書等）2 部
- (2) 各種証明書（引取証明書 充填・回収証明書等）
- (3) その他協議で指定した書類

8 その他

- (1) 2F 管理運営事務室内の中央監視装置に「状態」「故障」信号が出力されるようにすること。（既存空調機は「状態」「故障」信号が中央監視装置に出力されている）。
- (2) 詳細仕様等は、打合せ及び承諾図により決定する。
- (3) 工程について監督員と十分に協議すること。
- (4) 着手前打合せによる内容は、本仕様書よりも優先する。
- (5) 撤去品は、請負者の責任において適正に処分すること。

以上